

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

平成28年 1月 5日から平成28年 1月26日

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

上下水道部下水道管理課及び下水道整備課

#### (2) 対象期間

平成27年 4月 1日から平成27年11月30日

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

### 4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 下水道管理課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、契約保証金免除に関する根拠条文が明記されていないものがあつた。

(イ) 50万円を超える契約において予定価格が定められていないものがあつた。

(ウ) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に関する事項の記載のないものがあつた。

イ 西尾市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付要綱第9条では、実績報告書に請求書の写しを添えて提出することになっているが、添付されていないものが散見された。要綱に則つた適切な事務処理をされたい。

ウ 西尾市下水道条例第7条では、工事を完了した日から5日以内にその旨を届け出なければならぬことになっているが、5日を超えて工事完了届出書が提出されているものがあつた。条例に則つた適切な事務処理をされたい。

エ 職員の週休日の勤務について、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩時間を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

(2) 下水道整備課

ア 社会資本整備総合交付金について、交付金の交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。